

## 委員会規約（例）

### （目的）

第1条 この規約は、本組合が定款第〇条の規定により設置する委員会の組織及び運営について必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図るものとする。

### （種類）

第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇委員会
- (2) 〇〇委員会
- (3) 〇〇〇〇〇

### （組織）

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、各委員会とも〇人以上〇人以内とし、本組合の組合員又は学識経験者のうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

### （委員の秘密保持義務）

第4条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

### （委員の任期）

第5条 委員の任期は、〇年とする。ただし、重任を妨げない。

### （委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長1人、副委員長〇人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代理し又は代行する。

### （委員会の招集）

第7条 委員会は、理事長の要請のあったときその他必要に応じて委員長が招集する。

### （委員会の議事）

第8条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(特別利害関係人の議決参加)

第9条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答 申)

第10条 委員会は、理事長の諮問に応じ、またその部門に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事長に具申する。

2 意見の具申は、書面をもって行う。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

## 部会規約（例）

### （目的）

第1条 この規約は、本組合が定款第〇条の規定により設置する部会の業務及び構成等について必要な事項を定め、もって部会の円滑な運営を図ることを目的とする。

### （種類）

第2条 本組合に次の業種別の部会を置き、組合員はすべてその営んでいる主要な事業に関する部会に属するものとする。

- (1) 〇〇部会
- (2) 〇〇部会
- (3) 〇〇部会

### （事業）

第3条 部会は、次の事業を行う。

- (1) 情報及び意見の交換
- (2) 調査及び研究
- (3) 組合が行う事業に対する協力
- (4) 先進地の視察及び親睦を深めるための旅行並びに親睦会等の開催
- (5) 組合運営に対する要望並びに助言
- (6) 〇〇〇〇
- (7) 前各号の他部会の目的達成のために必要な事業

### （部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長1人、副部会長〇人以内を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の中から互選する。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはあらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代行する。

### （部会の招集）

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、少なくとも年〇回以上開催するものとする。
- 3 部会員は必要があると認めるときは、何時でも部会長に対し部会の招集を請求することができる。

### （部会の議事）

第6条 部会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見具申)

第7条 部会は、必要に応じ理事長に対し意見を具申することができる。

2 理事長に対する意見具申は、書面をもって行うものとする。

3 前項の書面には、重要と認められる少数意見があったときはこれを記載しなければならない。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。